

平成 23 年 10 月 11 日

福祉関係国家資格にかかる指定制度・業務の改善について

指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会(社会・援護局)

1. はじめに

福祉関係の国家資格である社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士（以下、「3 福祉士」という。）は、それぞれの根拠法において、厚生労働大臣が指定する者に各々試験業務及び登録業務を行わせることができると定められており、3 福祉士の創設時より、指定試験機関・登録機関として、財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が指定されている。

このような指定法人については、「『厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会』報告書」（平成 22 年 12 月 27 日）において、

- ・ 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を策定する。
- ・ 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を貯うに足りる適正な料金となるよう見直す。

などの改革への提言がなされたところである。

本検討会においては、こうした背景を踏まえ、本制度の公平・公正な試験・登録事務の実施を前提とし、利用者（3 福祉士の受験者・登録者）へのサービスを第一に考えるという「利用者第一主義」の立場に立ち、指定制度・業務の改善について検討を行い、報告をとりまとめた。

2. 指定制度の在り方について

(1) 制度創設時の趣旨

- 社会福祉士及び介護福祉士資格が創設されたのは昭和 63 年、精神保健福祉士資格が創設されたのは平成 9 年である。いずれの資格制度についても、第二次臨時行政調査会「行政改革に関する第五次答申」（昭和 58 年）の「資格審査事務につき、行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体への委譲を行う」という方針に従い、試験・登録事務につき、指定法人が行うこととされた。
- その際、試験センターが 3 福祉士の指定試験機関・登録機関として指定された。これは、試験センターが、社会福祉に関する調査研究等を実施しており、社会福祉分野に関する事務を行い、試験・登録業務の実施に必要な経理的・技術的基礎を有していたことによるものであった。

(2) 指定制度等の在り方

- 指定制度の在り方について改めて検討する際には、①指定法人制度を廃止し、国や独立行政法人において新たに直接業務を実施、②指定に当たっての競争入札の導入等、複数法人に参入を促すプロポーザル方式の導入といった方策が考えられる。
- まず、①の国や独立行政法人において業務を実施することについては、現在、試験センターにおいては、試験問題作成補助業務としての、出題の前提となる過去の出題例の排除や、不適切問題の調査、受験候補者への資格調査、試験地・試験会場の確保、登録情報の管理や登録証の交付等の事務を、一連の業務サイクルの下、約 60 名の職員で実施している。厳しい国の定員抑制の中で新たな人員確保は困難であること、また、厳しい予算削減が求められている中で、新たな予算の確保が可能かといった問題があり、民間団体による効率的な実施を前提とした指定制度によることは、現状でもやむを得ない。
- また、②のプロポーザル方式の導入を行い、1年又は数年で試験・登録事務に係る競争入札を行うことについては、
 - ア 試験業務の中には、問題作成業務が含まれており、一貫した出題方針の下で、試験問題の質を確保する必要があるが、このためには、試験問題作成に関するノウハウを蓄積するため、ひとつの組織が継続的に問題作成に当たる方が妥当であること
 - イ 試験実施に当たり、試験問題の漏洩を防止し、例年3福祉士合計約20万人の受験者に係る実務経験の審査を中心とした受験資格の審査や試験当日の天候、交通機関の乱れ等による試験時間の延長や、試験実施中の不正行為等に対する対応なども含め、滞りなく実施していくためには、特定の組織が一元的に事務を行う方が適切であること
 - ウ 落札法人間におけるノウハウ等の譲渡承継や登録情報の更新といった業務が円滑に行われるか等の課題があること等の問題点があり、単一の法人によることが適當である。
- 試験センターが3福祉士の試験・登録の指定法人とされてから約20年が経過し、受験資格の審査から問題作成・試験の実施等に至るまで、必要なノウハウが蓄積されていると考えられる。一方で、指定法人制度の廃止等については、上述のような課題もあることから、利用者の立場に立った場合、試験センターを指定法人とし、「公平・公正な試験・登録事務の実施」を前提に、「事業の経費の削減を通じた効率的な運営」と、「『利用者第一主義』の運営理念」を一層推進していくことが適當である。
- ただし、3福祉士の試験・登録業務のいずれも指定が一に限られる独占的な業務であり、競争環境に置かれていないことから、試験センターの業務管理に適正を欠けば、効率的かつ適正な事業運営ができないおそれもある。
このため、
 - ① 試験センターに対しては、登録情報変更の際の手続の呼びかけなどホームページ等での分かりやすい案内や、手数料の算定根拠となる事業費等の情報に加え、中期計画等に関する徹底した情報開示を求めるとともに、
 - ② 厚生労働省は、試験センターにおける事業運営について、事業の効率性・利用者の利便性の観点から、指定業務に係る不断の検証を行うべきである。

3. 指定業務の確実かつ効率的な実施について

指定業務の実施については、試験業務・登録業務の性質上、まず、公平・公正な試験の実施を通じた受験者への確実な受験機会の付与、登録情報の確実な管理といった「確実性」が求められる。

その上で、事業運営にあたり、受験者及び登録者が納付する手数料により賄われていることから、指定法人の、指定業務全般・法人運営全般にわたる「経費の削減を通じた効率的な事業運営」と「利用者の利便性の向上」を一層推進していく必要がある。

(1) 指定法人にかかる法人運営全般の効率化について

○ 試験センターにおいては、これまで、役員数の削減（17名(H19.4)→13名(H23.4)）、常勤理事の非常勤化（常勤理事3名(H22.4)→1名(H23.4)、理事長の非常勤化）、役員報酬の引き下げ等の人事費の削減や、役員候補者選考への公募制を導入（平成22年度）等の改革を進めてきた。

今後も、更なる効率的な事業運営に資するため、管理費の削減等について、継続的な取組みを行っていく必要がある。

このため、法人において管理費及び事業費の経費削減に係る5年間の中期計画を策定し、ホームページ等で公表するとともに、取組みに着手すべきである。

(2) 指定業務の効率的な実施について

○ 試験事業の主な事業費としては、例えば、試験会場の借上経費が挙げられるが、その際、受験者数の動向等を踏まえ、試験会場の安定的な確保を前提としつつ、低コストの試験会場の選定をするよう努力していくべきである。

○ また、近年、受験者数の増大に伴う会場数の増加等により、試験センター職員による試験監督や設営等業務の全面実施が困難となり、事業委託の比率が大きくなっている状況にある。

試験センターにおいては、委託業者の選定に当たり、現行の随意契約を原則廃止し、一般競争入札総合評価落札方式を導入するべきである。その際、試験の公正かつ適正な実施の観点から委託業者に対し守秘義務の遵守を求めるることはもとより、委託業者の自己監査の実施を求める等により、事業実施の事後検証を行うべきである。

○ 登録事業の主な事業費としては、例えば、登録情報の管理にかかる電算処理費、登録申請手続にかかる書類作成や発送経費が挙げられるが、試験事業と同様、その経費は登録者の登録手数料により賄われているものであることから、原則として一般競争入札を速やかに導入し、経費の節減に向けた不断の取組を行っていく必要がある。

(3) 積立金の縮減と活用方策について

○ 災害時等の試験の円滑な運用のため、受験手数料や登録手数料より積み立ててきた、試験センターが保有する「試験事業安定積立資産」、「登録事業安定積立資産」が過剰に積み上がったため、「試験事業安定積立資産」については原則3年間で全額解消、「登録事業安定積立資産」については、登録者の調査経費等の一定額を留保し半減とするよう、平成23年度より手数料を大幅に引き下げたところである。

- この積立金の縮減に際しては、受験者へ確実な受験機会を提供する観点から、試験直前や期間中における災害や大規模な交通途絶、停電等により受験者に対して再試験を実施せざるを得なくなった場合等への対応のため、関東信越ブロックの試験実施費程度を目安とし、一定の試験事業安定積立資産を保有することは、危機管理として必要と考えられる。
- また、余剰な積立金の取崩しに際しては、できるだけ多くの受験者が余剰積立金の活用による受験手数料軽減の恩恵を被ることが適当である。その際、利便性の向上策や法人運営、業務の効率化によるコストダウンも含め、手数料の急激な変動を防ぎ、可能な限り平準化するような運用を行う方が、今後、受験手数料を納付する受験者の多年度に渡る公平・公正の確保に資するものと考えられる。
- これらを考慮し、積立金の計画的縮減の方向を維持しつつ、不測の事態への対応や、公平性の向上を図るため、関東信越ブロックの試験実施経費程度を留保し、数年かけて取崩しを実施することが妥当と考えられる。((参考) 受験手数料及び積立金の推移参照)

4. 受験者、登録者への利便性の向上について

指定業務は、受験者及び登録者の手数料により事業費が賄われていることを十分に意識し、コストダウンに留意しつつ、「利用者第一主義」の事業運営のため、利便性の向上への取り組みを強く推進していくべきである。具体的には、当面、以下の対策を講じることが適切である。

(1) 試験地の拡大

- 今後は、特に、受験者の多い介護福祉士国家試験（筆記試験）について、前泊受験者を減らすため、可能な限り速やかに、試験地の拡大を計画的に進める。

(2) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験との重複受験について

- 現在、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験は同一日に実施しているが、平成 27 年度より介護福祉士養成施設卒業者に国家試験が課された後には、同一年度に併願ができるように、実施日を区分する。

(3) 登録者現況調査、就労状況調査等の実施

- 従来より、「登録事業安定積立資産」の一部については、登録者現況調査及び就労状況調査に充てることとされていた。

(注) 登録者現況調査…登録者の登録情報（氏名、生年月日、本籍地都道府県名等）等に関する調査
就労状況調査…登録者の就労の有無、就労先、就労の意識等に関する調査

- 就労状況調査については、平成 20 年度には「登録事業安定積立資産」の一部及び国庫補助金により実施したが、福祉人材の動向の把握や潜在的有資格者の存在や就労意向の把握と、処遇改善への企画立案に役立てられた。

- 登録者現況調査及び就労状況調査については、登録情報の確実な管理や、福祉介護人

材の動向の把握と処遇改善への寄与という政策的必要性も認められることから、指定業務である登録事業と明確に位置付け、3年間に1度、確實に実施する。一方、登録手数料の効率的な利用の観点から、登録者現況調査について、新規登録者の調査対象からの除外や、就労状況調査について、傾向をつかむのに必要なサンプル調査とするといった経費負担に見合う実施方法等に見直す。

(4) 変更登録手数料及び登録証再交付手数料（現行1,200円）の免除等

- 今般の東日本大震災により、登録証を汚損、亡失した場合における登録証の再交付について、被災した有資格者の経済状況等に鑑み、再交付手数料を免除・返還する。
- また、平成23年6月に成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護福祉士の業務として、たんの吸引等が導入することとし、既に介護福祉士である者については、一定の研修を受講し、指定登録機関へ登録・登録証の再交付をすることとしている。

この登録事項の変更及び登録証の再交付については、制度改正に基づく登録変更手続きであり、登録者自身の要因によるものではないことから、登録事業安定積立資産の活用により登録者に手数料負担を課さないこととする。

- なお、上述の免除等のほか、登録者現況調査及び就労状況調査のコストダウンを織り込んだうえで、なお、登録事業安定積立資産に余剰の積立金があれば、登録者の利便性として、例えば婚姻等に伴う氏名の変更登録について、当面、変更登録手数料を減免することも考えられる。

(5) 全受験者に対する得点開示等

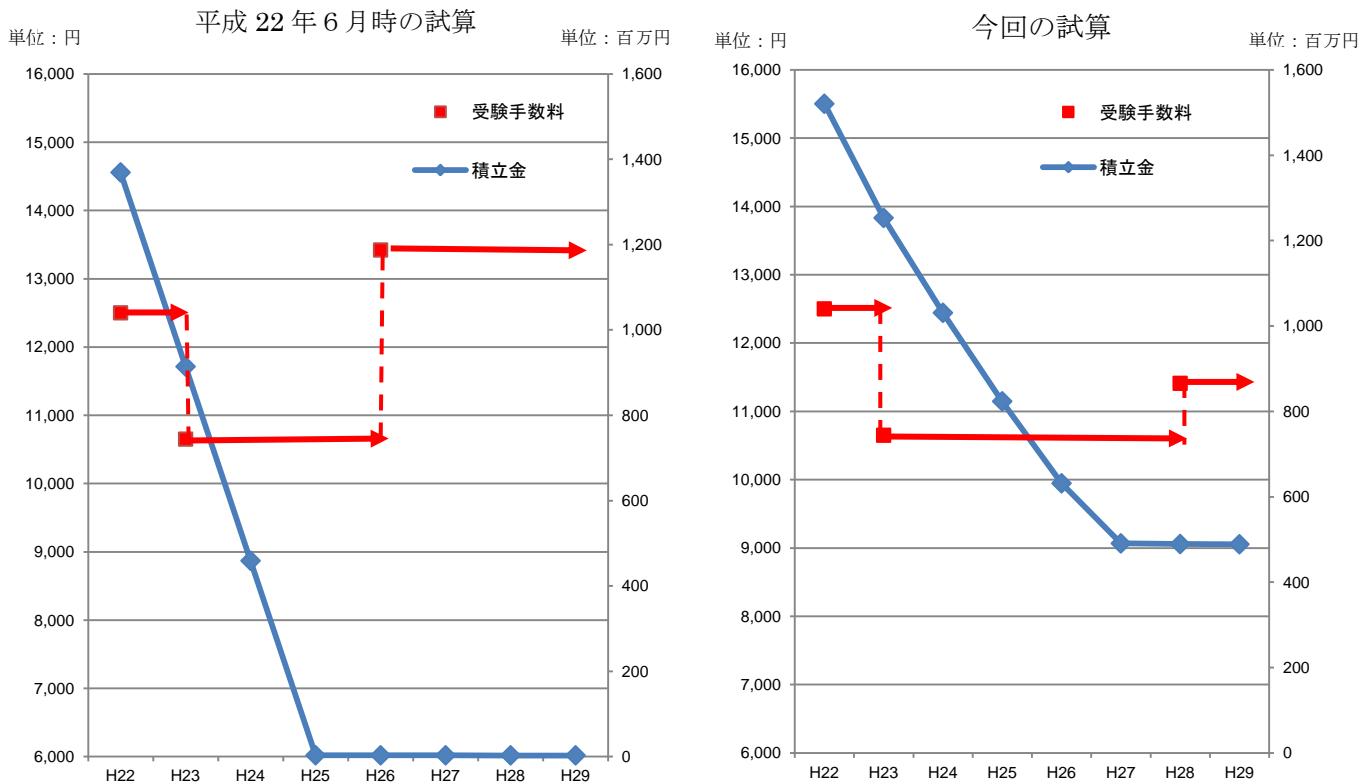
- 現行の得点開示については、希望者の申請に基づき有料で実施しているが、試験の再受験に向けた得点開示へのニーズは高いと考えられることから、全受験者に対して無料で実施すべきである。
- また、登録証の交付事務について、3福祉士の資格は申請者の就職や処遇に大きな影響を与えるものであり、その登録証についても、できるだけ早期に登録申請者の手元に届けることが望ましい。したがって、試験センターにおいては、引き続き登録者の利便性に配慮し、更なる交付事務の迅速化に向けた取組を進めていくべきである。

5. おわりに

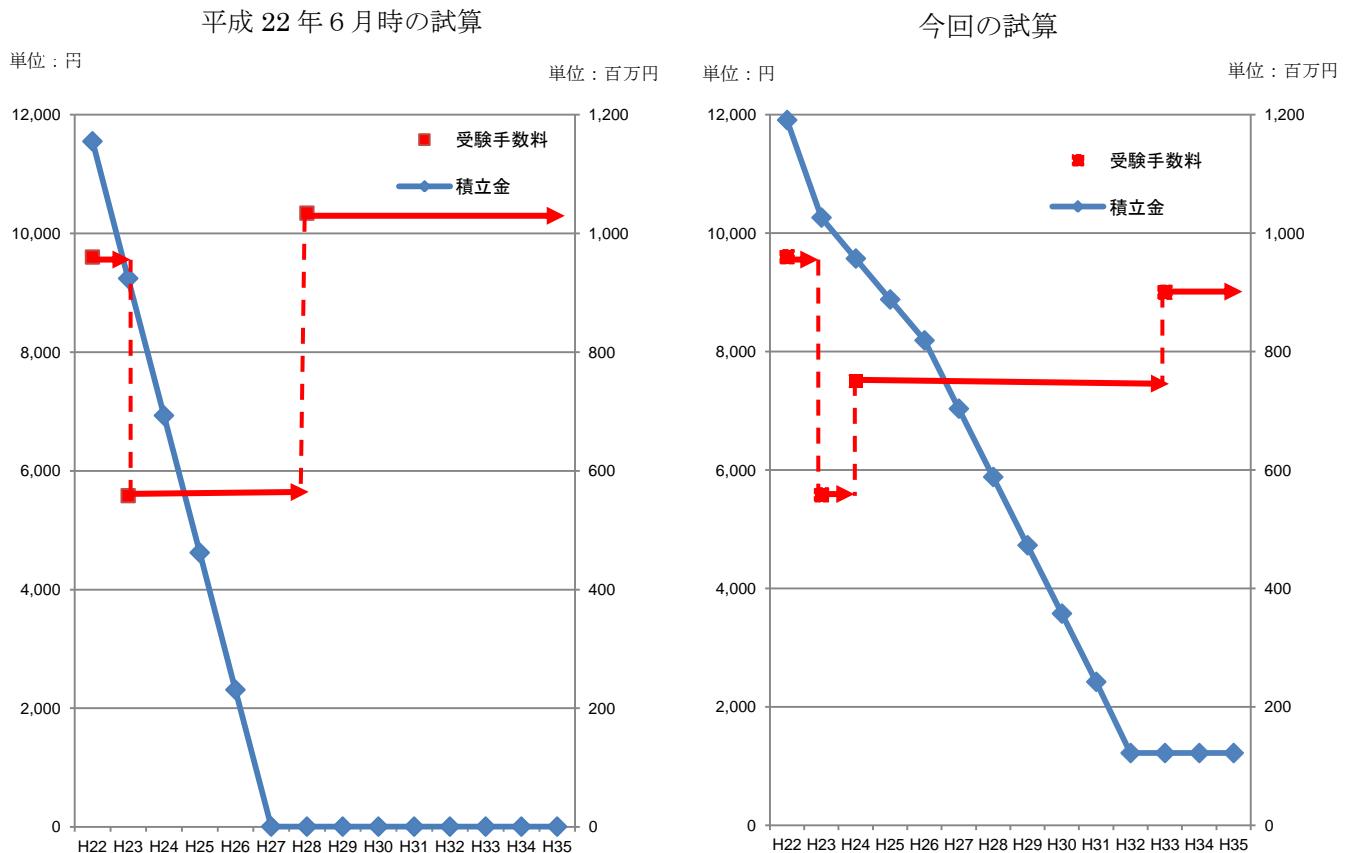
厚生労働省及び試験センターにおいては、本検討会の報告を踏まえ、受験者及び登録者に対する試験・登録事務の改善を不斷に進めていくべきである。

(参考) 受験手数料及び積立金の推計
※ コストダウンと利便性の向上を勘案し、新たに試算したもの

【介護福祉士】

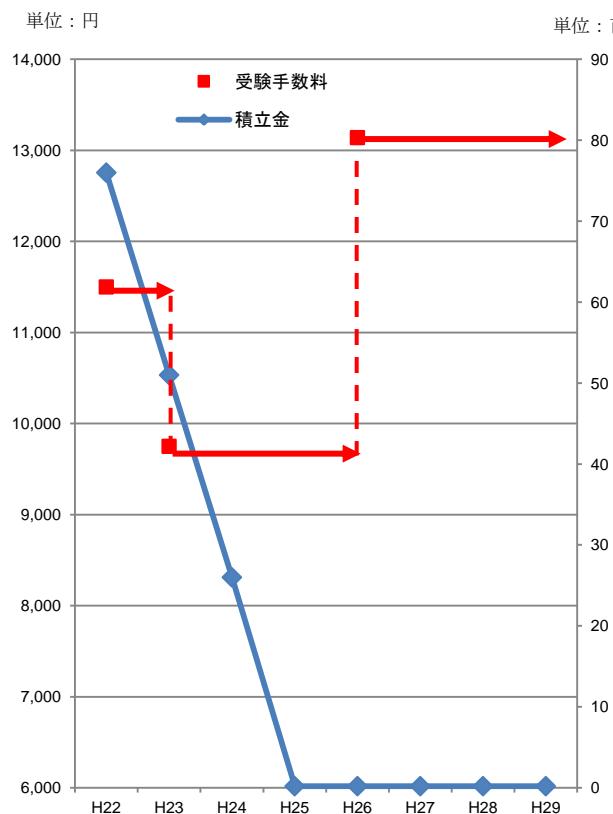


【社会福祉士】

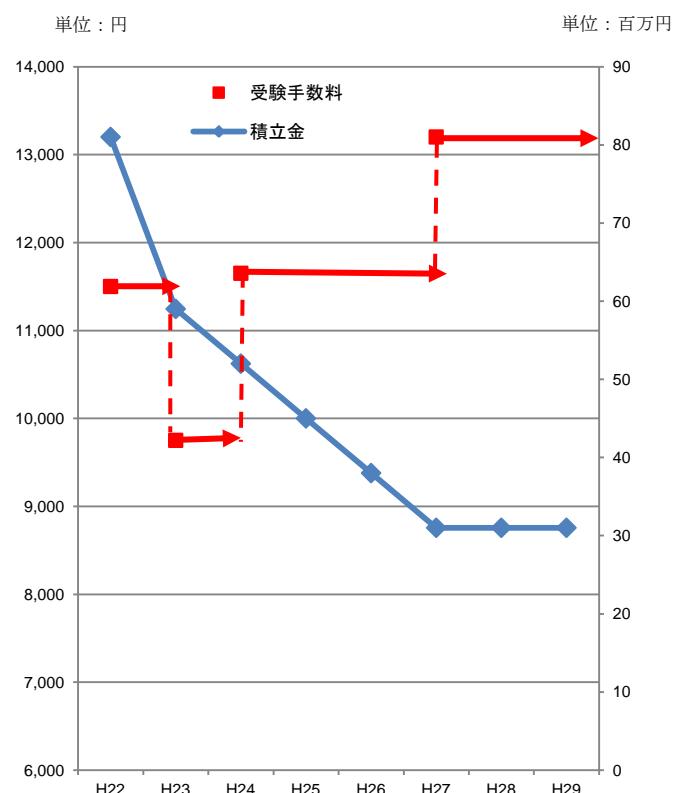


【精神保健福祉士】

平成 22 年 6 月時の試算



今回の試算



注：平成 27 年度以降の、介護福祉士試験との重複受験に対応するため、試験日を変更した際の受験手数料推計である。

指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会（社会・援護局）構成員名簿

内田 千恵子	日本介護福祉士会副会長
武居 敏	全国社会福祉施設経営者協議会副会長
◎ 田島 優子	弁護士
田島 誠一	日本社会事業大学専門職大学院教授
長 光雄	日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長
柳澤 博子	株式会社ベネッセ・ベースコム代表取締役社長
結城 康博	淑徳大学総合福祉学部准教授
◎=座長	(五十音順、敬称略)

検討経過

第1回 平成23年8月3日(水)

第2回 平成23年9月8日(木)

第3回 平成23年10月7日(金)